

## **[事案 2019-69] 死亡保険金支払等請求**

・令和元年 12 月 25 日 裁定終了

※本事案の申立人は、法人である。

### **<事案の概要>**

自殺を理由に死亡保険金の支払いを拒否されたが、死亡時、被保険者が心神喪失状態にあったこと等を理由に、死亡保険金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 27 年 8 月に契約した定期保険について、平成 28 年に被保険者が死亡したことにより死亡保険金を請求したところ、自殺を理由に保険金が支払われず、また告知義務違反を理由に契約が解除されたが、以下等の理由により、死亡保険金を支払い、契約解除は無効としてほしい。

- (1)被保険者が書き残した手記は記述が進むにつれ内容が支離滅裂になっていること等により、被保険者が死亡時に心神喪失状態にあったことは明らかであるから、約款が定める免責事項には該当しない。
- (2)保険会社は、契約解除の原因を知った日を含めて 1 か月を経過してから告知義務違反解除を通知したので、本解除は無効である。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)自殺の態様、手記の存在や内容、関係者の証言等から、被保険者は責任開始日からその日を含めて 2 年以内に自殺されたといえ、約款の免責事項に該当する。
- (2)被保険者はうつ病と診断され、告知時点で継続的に通院していたことを告知しておらず、そのことを当社が診療証明書により確認した日から 1 か月以内に契約解除を通知している。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、被保険者死亡時の状況等を把握するため、申立人代表者に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、保険会社は契約解除の原因となる事実を知った日から 1 か月以内に契約解除を通知していると認められる一方、被保険者が重度の精神障害によって自由な意思決定をすることができない状態（心神喪失状態）で自殺したとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。